

国政評第118号  
令和2年3月31日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和2年度に海上保安庁が達成すべき目標について

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和2年度において海上保安庁が達成すべき目標を次のとおり定めたので、通知する。

1. 領土・領海の堅守、海上保安体制の充実強化について

外国公船による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、こうした状況に対応するため、平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進める。

[具体的な目標]

- ・ 我が国領海等への外国公船の接近・侵入、外国漁船による違法操業、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動、大和堆周辺海域における北朝鮮漁船等の活動に厳正に対応すること。加えて、日本海沿岸部への木造船等の漂流・漂着に細心の注意をもって対応すること。【主要】
- ・ 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、広大な我が国周辺海域における監視体制の強化のため、巡視船・航空機等の整備や情報通信体制の強化を進めること。また、体制の強化に併せて教育施設の拡充を進めること。【主要】
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国等との間で共有し、アジア諸国等の海上保安機関に対する能力向上

支援や協力関係の強化を図ること。【主要】

## 2. 海上における治安の確保について

積極的な情報収集活動等を通じて情勢を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催にあたり、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動に対する警備体制等の充実・強化を図り、万全な警備を行うこと。
- ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。【主要】

## 3. 海難の救助について

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。

[具体的な目標]

- ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】
- ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を令和2年度までに85%以上とすること。

## 4. 海上交通の安全確保について

海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率（通航隻数100万隻当たり76隻以下）を維持するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生数を0件とすること。【主要】
- ・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和2年度までに少なくとも2,000隻未満とすること。【主要】

## 5. 海上防災・海洋環境の保全について

激甚化する自然災害や大規模な油等流出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 大規模地震・津波、豪雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の流出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を令和2年度に430回以上実施すること。【主要】
- ・ 油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を令和2年度に610回以上実施すること。

## 6. 海洋調査等について

海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。

[具体的な目標]

- ・ 他国による海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張していくために測量船、測量機の整備等により、海洋調査体制を強化し、必要な海洋調査等を計画的に実施すること。【主要】
- ・ 「第3期海洋基本計画」（平成30年5月閣議決定）及び「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」（平成30年5月総合海洋政策本部決定）に基づき、「海洋状況表示システム」の情報のさらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化に取り組むこと。【主要】
- ・ 全国20箇所の験潮所における験潮により平均潮位を算出し、験潮月表として毎月公表するほか、長年にわたり蓄積した験潮結果から、海図において水深の基準となる最低低潮面等を算出すること。また、験潮結果を防災情報にも活用するため、気象庁（リアルタイム）及び国土地理院（毎月）に提供を行うこと。【主要】